

## 裁判外の手続・供託

はるき法律事務所 事務職員 堀江 厚

法令表記：民法「民」，供託法「供」，供託規則「供規」，民事執行法「民執」，民事保全法「民保」  
参考 照：日本公証人連合会 HP, 法務省 HP,

### 第1 公証役場

#### 1 公証人・公証役場と公証業務

公証人とは、公証業務を行う人。国家公務員であるが、国から給付を受けず、依頼者から受け取る手数料で公証役場を経営している。公証人のほとんどは、長年、裁判官や検察官を勤めた者（法曹）の中から60歳前後で任命されている（慣例）。任期は約10年。

公証役場とは、公証業務を行う公的機関（法務省・法務局所管）。

- ① 遺言や任意後見契約などの公正証書の作成
- ② 私文書や会社等の定款の認証
- ③ 確定日付の付与、などの公証業務を行う。

### 2 公正証書

#### （1）公正証書とは

公正証書とは、公証人が、法律行為や権利関係等の事実を聞き取り、公正証書に記載することにより、その事実を公に証明することを目的とした「公文書」。

公文書としての公正証書には、以下の特色（効力）がある。

- ① 債務名義となる…下記要件を満たし、執行力を有する公正証書を「執行証書」という。執行証書は債務名義となる（民執22V）。
  - i 金銭の一定額の支払い等を目的とする請求であること
  - ii 執行認諾文言が記載されていること
- ② 高い証明力（証拠力）…公文書は、作成名義人本人の真正な意思に基づいて作成されたものと推定される（形式的証拠力・民訴228II）。
- ③ 文書の保全…原本は、公証役場に20年間保存（遺言は約120歳まで）。いつでも謄本請求が可能。→紛失、偽造、変造の恐れが少ない。

#### （2）公正証書の種類

- ① 契約に関する公正証書 …金銭消費貸借公正証書  
債務弁済契約公正証書  
売買契約公正証書  
任意後見契約公正証書

- ② 単独行為に関する公正証書…遺言公正証書

#### （3）公正証書の作成方法

- ① 公証人との作成日時の予約

## 裁判外の手続・供託

はるき法律事務所 事務職員 堀江 厚

法令表記：民法「民」，供託法「供」，供託規則「供規」，民事執行法「民執」，民事保全法「民保」  
参考 照：日本公証人連合会 HP, 法務省 HP,

### 第1 公証役場

#### 1 公証人・公証役場と公証業務

公証人とは、公証業務を行う人。国家公務員であるが、国から給付を受けず、依頼者から受け取る手数料で公証役場を経営している。公証人のほとんどは、長年、裁判官や検察官を勤めた者（法曹）の中から60歳前後で任命されている（慣例）。任期は約10年。

公証役場とは、公証業務を行う公的機関（法務省・法務局所管）。

- ① 遺言や任意後見契約などの公正証書の作成
- ② 私文書や会社等の定款の認証
- ③ 確定日付の付与、などの公証業務を行う。

### 2 公正証書

#### （1）公正証書とは

公正証書とは、公証人が、法律行為や権利関係等の事実を聞き取り、公正証書に記載することにより、その事実を公に証明することを目的とした「公文書」。

公文書としての公正証書には、以下の特色（効力）がある。

- ① 債務名義となる…下記要件を満たし、執行力を有する公正証書を「執行証書」という。執行証書は債務名義となる（民執22V）。
  - i 金銭の一定額の支払い等を目的とする請求であること
  - ii 執行認諾文言が記載されていること
- ② 高い証明力（証拠力）…公文書は、作成名義人本人の真正な意思に基づいて作成されたものと推定される（形式的証拠力・民訴228Ⅱ）。
- ③ 文書の保全…原本は、公証役場に20年間保存（遺言は約120歳まで）。いつでも謄本請求が可能。→紛失、偽造、変造の恐れが少ない。

#### （2）公正証書の種類

- ① 契約に関する公正証書 …金銭消費貸借公正証書  
債務弁済契約公正証書  
売買契約公正証書  
任意後見契約公正証書
- ② 単独行為に関する公正証書…遺言公正証書

#### （3）公正証書の作成方法

- ① 公証人との作成日時の予約

- ② 原案・資料をFAX等にて事前に知らせておく
  - ③ 作成当日
    - 作成者本人の公正証書原本（公証役場で保管）への署名捺印
      - 正本（原本と同じ効力。強制執行には正本が必要）と謄本が交付される。
      - 予め告知された手数料を現金で支払う。手数料は公証人手数料令による。
- ※当事者本人が直接公証役場で作成する場合  
当事者本人の確認書類 → 実務では印鑑証明書と実印の組み合わせが多い。
- ※代理により代理人が作成する場合  
委任者（当事者）からの委任状及び印鑑登録証明書  
代理人の本人確認書類

### 3 認証

#### （1）私署証書の認証

私署証書（私人が作成した署名のある文書）の署名または記名押印または署名押印が真正に作成されたことを公証人が証明すること。私署証書により、その文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことが推定される。

#### （2）定款の認証

会社設立の登記申請にあたっては、公証人の認証を受けた定款（会社のルール）を添付しなければならない。そのため、定款を作成したら、会社の本店所在地を管轄する法務局に所属する公証役場で定款の認証手続を受ける必要がある。

発起人（会社を設立する人）が定款3通を公証役場へ持参する。認証手続が終わると、3通のうち収入印紙を貼付した1通が原本として公証役場に保管される。

残りの2通は、公証人の認証を付され発起人に交付される。2通のうち、1通は会社保存用原本に、もう1通は会社設立登記申請の際に使用される。

### 4 確定日付

#### （1）確定日付とは

公証人が私文書に日付ある印章（確定日付印）を押捺することにより、その日（証明日）にその文書が存在していたことを証明すること。

もっとも、私文書の成立や内容の真実性を証明するものではないので注意。

#### （2）対象となる文書（要件）

- ・私文書、かつ、文字その他の記号により、意見、観念または思想的意味を表示しているものであること
- ・原本であること（原則コピー不可）
- ・作成者の署名又は記名押印があること
- ・作成年月日の記載があること

#### （3）請求・作成方法

私文書を公証役場へ持参するのみ。作成者本人でなくとも、誰でも申請できる。  
印鑑証明書の提出等も不要（=押印は実印不要）。手数料は1件700円。

※実務での活用場面とは？

## 第2 供託

### 1 私たちが実務で関わる供託事例とは

#### 【事例1】 弁護士による供託

借家の借り主である依頼者は、大家から家賃の増額請求を受けました。依頼者は、増額に同意できないため、従前の家賃を支払おうとしましたが、大家は「増額した家賃でなければ受け取らない。」と家賃の受け取りを拒みました。この事案で、弁護士から、当面、月額賃料を供託するよう指示されました。供託とはどのように行うのですか。

#### 【事例2】 裁判上の供託

債権仮差押命令の申立をしたところ、裁判所から仮差押命令の発令にあたり、担保の提供を命じられました。担保は供託所に供託することにより行うらしいのですが。

#### 【事例3】 手執行供託

債権差押命令の申立をしたところ、差押えた債権について、第三債務者がその全額に相当する金銭を供託所に供託しました。その後、事件は配当手続へと移り、裁判所から、支払証明書なる書面が交付されました。差押えた債権を回収するには、この支払証明書でもって供託金の払渡請求をするらしいのですが。

### 2 供託とは

供託とは、供託者が、金銭、有価証券などの財産を国家機関である供託所に提出し、その管理を委ねること。そして、供託所が、その財産を取得権限のある者に取得させることにより、一定の法律上の目的を達成させるための制度のこと。

ただし、供託が認められるのは、法令（民法、民事訴訟法、民事執行法等）の規定により供託が義務付けられている場合または供託をすることが許容されている場合に限定される。

### 3 根拠法令

- (1) 供託法…供託に関する基本的な事項を定めた全10条からなる法律。例えば、
  - ・法務局が供託所として金銭や有価証券を保管する（供1）
  - ・供託所での事務は供託官が行う（供1の2）
  - ・法務大臣が定めた書式を使え（供2）
  - ・供託金には利息がつく（供3）
- (2) 供託規則…供託法による供託手続をより具体化するための詳細な規定がある。

### 4 供託物（供託の目的物）

- (1) 金銭 …日本の通貨のみ
- (2) 有価証券等 …国債、地方債、株券、社債券、特殊法人の発行する債券等

- (3) 振替国債 …振替国債とは、口座簿の記載又は記録によって定まる、権利の移転に券面を必要としないペーパーレス国債のこと
- (4) その他 …供託法上は動産の供託も可能

## 5 供託する場所

供託する場所及び供託事務を取り扱う場所を「供託所」という。

供託所は、法務局内にある（本局、地方法務局と支局、法務大臣の指定する出張所）  
管轄は、供託の種類によって異なる（後述）。

### ※ 現金を供託する場合の注意点

名古屋法務局管内では、現金取扱いは本局のみです。そして、本局以外の支所・出張所は、すべて非現金取扱いであり、そこでは、近隣の三菱東京UFJ銀行（支店）を日銀の歳入代理店とし、そこに供託事務を委託しています。

注意すべき点は、供託金受け入れに関し、本局の窓口営業時間は17時までですが、代理店（銀行）の窓口営業時間は15時までである点です。当日中に供託したい場合は、本局へ走りましょう。

## 6 供託当事者

〔 供託する人 …「供託者」  
〔 供託される人 …「被供託者」

### (1) すべての自然人

成年被後見人や未成年も供託当事者たり得るが、民法上の行為能力に相当する供託行為能力を有しない。そのため、単独での供託はできず、成年後見人や法定代理人等を通じて供託を行う。

### (2) 法人（供規14Ⅰ前段、Ⅱ）

登記された法人（株式会社、医療法人、学校法人等）はもちろん、登記がなくとも、個別の法律で法人格を認められている健康保険組合や地縁団体等も可。

### (3) 法人格のない民法上の組合（任意組合）（民667Ⅰ）

組合契約により成立した団体。

### (4) 法人格（権利能力）なき社団または財団（供規14Ⅲ）

登記や個別法による法人格を備えておらず、民法上の規定（組合）もないため、法律上権利義務の主体となりえないが、社団としての実質を有している団体。但し「代表者又は管理人の定め」があるもの。労働組合や親睦団体など。

※第三者による供託…下記2例のみ、第三者も供託当事者たり得る。

〔 弁済供託における、利害関係人等（民474 第三者弁済の規定を適用）  
〔 保証供託における、裁判所の許可に基づく第三者供託（昭和35決議）

## 7 供託の種類

- (1) 弁済供託 …弁済のためにする供託  
(2) 執行供託 …強制執行のためにする供託

- (3) 担保保証供託…担保のためにする供託（裁判上の保証供託、営業上の保証供託等）
- (4) 保管供託 …保管のための供託
- (5) 没収供託 …没取の目的物の供託

## 8 弁済供託（民法上の供託）

### (1) 弁済供託とは

弁済供託とは、供託者（私人）と供託所（国家）との間の第三者（被供託者）のためにする寄託契約のこと。

債務は弁済により消滅する。これが本筋である。ところが、債務者が債務を弁済しようにも、債権者が受領を拒否したり、行方不明であった場合など、債権者側の事情で弁済できない場合がある。このような場合、何ら落ち度のない債務者に、履行不能による債務不履行責任を負わせるのは、債務者に著しい不利益を課すことになり、均衡を失する。

そこで、債務者が、弁済に代わって、債務の目的物を供託することにより、弁済と同様の効果、すなわち債務消滅の効果を生じさせる制度を弁済供託という（民494条）。民法494～498条を根拠とすることから民法上の供託ともいう。

### (2) 3つの供託事由（要件）（民495条）

#### ① 債権者の受領拒否

債権者が受取を拒否。但し、その前提として、債務者は「弁済の提供」を要し（民493条）、債権者が受領遅滞にあることを要する。

→「弁済の提供」の方法

〔原則〕現実の提供（民493本文）「債務の本旨に従って」  
〔例外〕口頭の提供（同条但書）

「債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するとき（取立債務）は、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。」

#### ※ 不受領意思明確とは？

供託実務特有の理論です。受領拒否の一類型ですが、その中でも、事例1の家賃増額請求が裁判で係争中となった場合など、「債権者が明らかに受領を拒むであろう客観的な特別の事情がある場合（大審院T11.10.25）」には、受領拒否の意思は既に客観的に明らかです。これを不受領意思明確といい、このような場合、弁済供託にあたっては弁済の提供が不要とされています。

ポイントは、債権者があらかじめ受領を拒否している場合でも、本来なら口頭の提供を要するのですが（民493但書）、判例は、上記の場合には、口頭の提供すら不要とし、民法の原則を修正している点です（！）。つまり、相当な例外として、受領拒否なのに、いきなり供託できる事例なのですが、裁判を扱う法律実務では、割とよくある事例のようです。

#### ② 債権者の受領不能

債権者が行方不明など、債権者の受領が不可能な場合

ex. 持参したが、一時的に留守で支払えなかった。

ex. 指定先の振込口座が解約されて振り込めなかった。

法定代表人が不在・不選任など法律上の不能も含む。 ex.保佐人がいない。

### ③ 債権者不確知

過失なく債権者が誰かわからない

ex. 債権者に相続が発生したが、相続人全員が判明しない。

ex. 債権譲渡特約禁止のある債権が譲渡され誰に払えば良いか分からず。

## ※ 債務の現存・確定

弁済供託の要件として、民法上の供託事由の他に、弁済にかかる債務が「現存」していることが要件とされています。「事例1」の家賃弁済供託を例に考えてみましょう。

(原則) 民法上は、家賃は当月分を「毎月末に」支払う(民614) (=後払い)

Ex. 当月分の末日が未到来 → 債務が現存せず → 弁済供託は不可

(例外) 特約があればそれに従う

Ex. 「当月分を翌月末日払い」 → 翌月末日の到来を待たずとも、翌月中の弁済供託が可能

(後払いとしつつ、支払期日が翌月末日であるため、翌月中なら延損害金は付さず供託可。)

Ex. 「翌月分を前月末日払い」 → 前月末に賃料債務が発生し、これに受領拒否があれば、当

月末日前でも弁済供託が可能

→ 弁済の提供が前月末日を徒過すれば、当月中でも遅滞

そして、債務は「確定」している必要があります。この点、供託先例では、交通事故による被害は、被害者との示談が成立していないとも、それをもって不確定とはせず、客観的には確定した損害額が存在するはず(確定しているはず)との理由で、加害者計算の賠償額の弁済供託が認められています。

## (3) 弁済供託の管轄

「債務履行地(債務を弁済する場所)の供託所」(民495Ⅱ)

債務履行地は、「持参債務(民484)」か「取立債務」かにより異なる。

{ (原則) 持参債務 → 債権者の住所地(民484)

{ (例外) 取立債務 → 債務者の住所地(特約、慣行) ex. 給与、預貯金

※債権者が、銀行口座へ支払うよう指定している場合は、支払先銀行(支店)の所在地が債務の履行地となるので注意(債権者の住所地ではない)

## (4) 供託申請

### ① 必要なもの

i 供託用紙(供託所備え付けのOCR用紙)

・ 1号様式…地代・家賃弁済金錢供託

・ 2号様式…裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金錢供託

・ 4号様式…その他の金錢供託(地代家賃以外の弁済供託、執行供託)

根拠となる法令条項、供託の原因たる事実の記載は間違いのないように。

ii 資格証明書 ※原則提示(供規14)

供託者が法人なら登記事項証明書、未成年や成年被後見人なら戸籍謄本や後見登記事項証明書。これらの公的書面は発行3月以内(供規9)。

### iii 代理権限証書 ※提示（供規 14IV）

- 代理人供託の場合の委任状（認印可），未成年や成年被後見人の場合の戸籍謄本や後見登記事項証明書
- iv  $\frac{1}{2}$ 80 円切手，供託者を差出人とし被供託者を宛先とした封筒
- v 供託物（金銭）
  - 現金の場合は，現金納付や日銀代理店へ納付。
  - 遠隔地の供託所へ郵送申請する場合は，電子納付や振込納付も可。

#### ※ 添付と提示，原本還付

添付書類と提示書類の違いとは一体何でしょうか。一つの基準として，後日，登記所（法務局）が事実確認ができる書類か否か，にあるとされています。

例えば，資格証明書のうち，法人登記事項証明書（供規 14 I）や戸籍謄本は，後日法務局で確認できるため提示書類とされています（戸籍は法務局に副本がある）。

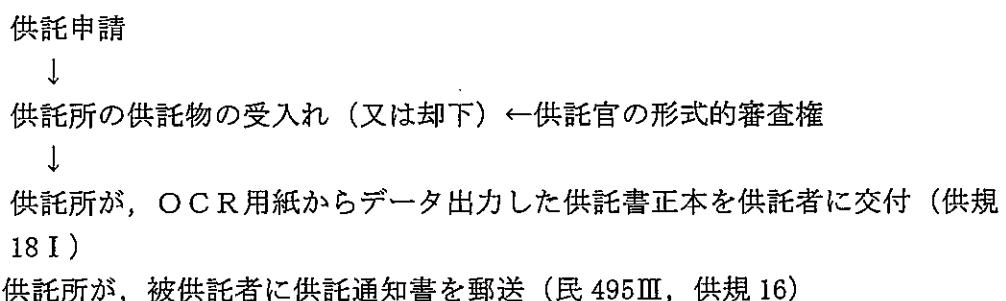
他方，同じ資格証明書でも，破産管財人証明書や権利能力なき社団・財団の資格証明書（供規 14 III）等は，後日法務局で確認できない書類であるため添付書類とされています。

また，同一書類であっても，代理権限証書（委任状）は，供託時は提示（供規 14 IV）で足りますが，払渡請求時は添付（供規 26 I）とされています。その理由は，払渡請求では，請求者の請求権限（代理権限）の有無の確認が，供託申請に比べより厳格に求められるからと考えられています。

このように，一見ややこしく思えますが，実務では，添付でも提示でも，用意すること自体に変わりはありませんので，実際は，さほど気にする必要はありません。返還されれば受け取ればよいだけの話なのです。

では，今後の裁判等でも原本として使いたい場合など，添付書類を返還してもらいたい場合はどうすれば良いでしょう。その場合は，その写しを原本とともに添付し，原本の還付を求めるこもできます（供規 9 の 2）。これを原本還付といいます。

#### ②供託申請後の手続の流れ



#### （5）供託物の払渡請求

##### ①還付と取戻

- 被供託者が払い渡しを求める…供託物還付請求
  - （還付原因：供託受諾，担保権実行，配当等）
- 供託者が払い渡しを求める …供託物取戻請求
  - （取戻原因：供託不受諾，供託原因消滅，供託錯誤）

### ※ 取戻と還付の関係

供託物は一つしかなく、最終的には還付請求または取戻請求のいずれかが行使されます。とはいえ、供託制度としては、被供託者による還付が本来の流れです。

そのため、還付が優先される制度となっており、取戻は、還付請求権の行使がなされない（供託不受諾）、又は還付しかなし得ないとされる（供託有効の確定判決）までの間に限り認められる、という関係になります（民 4961）。もっとも、取戻も、供託受諾等に基づく還付請求がなされない限りは、供託者はいつでも取戻ができる、とされています（もちろん取戻原因は必要です）。

### ② 払渡（還付・取戻）請求に必要なもの

i 供託金払渡請求書（供託所備え付け書式）

ii 印鑑証明書（供規 26 I）発行 3 月以内（供規 9）※添付

※（例外的に）印鑑証明書が不要なケース（供規 26 III 各号）

（同 2 号）請求者本人が運転免許証等を提示することにより、本人であることが確認できる。

（同 3 号）取戻請求の場合で、供託の際に供託官へ提示した供託官確認のされた委任状を取戻請求の際に添付することにより、その委任状と払渡請求書または払渡請求の委任状（供託時の委任状とは別途必要）に押印された印鑑が同一であることが確認できる。その前提として、供託時に提示する委任状に、供託官に確認済みの証明印を押印してもらう必要がある。これを確認申請（確認請求）という。

（同 4 号）登記所に印鑑を提出できる者以外の者（会社代表者や支配人等以外の自然人）が取戻請求をする場合で、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を添付したとき。

（同 5 号）登記所に印鑑を提出できる者以外の者の払渡請求の場合で、払渡金額が 10 万円未満の場合において、官庁又は公署の決定による支払証明書を添付したとき。

iii 資格証明書

当事者が法人や法定代理人の場合。発行 3 月以内（供規 9）※原則提示

iv 代理権限証書 原則実印（印鑑証明書を要する場合）※添付

代理人請求の場合の委任状、未成年や成年被後見人の場合の戸籍謄本や後見登記事項証明書

v 払渡を受ける権利を有することを証する書面（供規 24 I ①, 25 I）※添付  
→具体例は次ページ参照

vi 供託書正本または供託通知書（供規 24 I 本分, 25 I 本分）

還付・取戻ともに原則添付とされている。不要な場合もある。

※ 「払渡を受ける権利を有することを証する書面」とは?

還付原因・取戻原因により異なります。保証供託、執行供託とあわせて、主な書類を整理しました。中にはお馴染みの書類もありますね。

(1) 還付原因

- ① 供託受諾 …供託不受諾など民法 496 条規定の事情がないことが、供託所の副本ファイルの記録から明かであれば特段不要（供規 24 I）  
但し、供託受諾の意思表示（書面ニ払渡請求書に記載）は必要
- ② 担保権実行 …債務者・原告に担保権を実行すべき被担保債権が存在することを示す書類（損害賠償請求訴訟の確定判決等）（裁判上の保証供託）
- ③ 配当等 …裁判所の支払証明書（執行供託）

(2) 取戻原因

- ① 供託不受諾 …供託受諾など民法 496 条規定の事情がないことが、供託所の副本ファイルの記録から明かであれば特段不要（供規 25 I）
- ② 供託原因消滅…裁判所の供託原因消滅証明書（裁判上の保証供託）
- ③ 供託錯誤 …裁判所の供託不受理証明書（裁判上の保証供託）  
被供託者の承諾書、供託無効の確定判決

また、還付・取戻に共通する必要書類として、請求権者に相続等の承継が生じていれば、これを証する書面が必要です。1

② 払渡請求後の手続の流れ

供託所に払渡請求



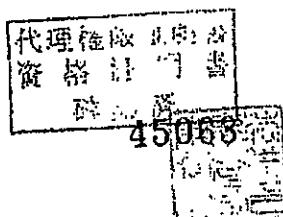
{ 供託所が請求者に、記名式持参人払いの小切手を交付（供規 28 I）  
 払渡請求書にて隔地払いや振込みを指定した場合は、それによる（供規 28 II）



日銀に小切手を提示、または金融機関に取扱を依頼して、現金化

確認を請求します  
代理人 弁護士鈴木市郎

印



供 託 委 任 状

平成 19 年 5 月 25 日

住 所 〒320-1234  
○○県○○市○○区○町1丁目1番1号  
株式会社研修商事  
代表取締役 甲 野 一 郎

印

## 9 裁判上の保証供託

### (1) 裁判上の保証供託とは

当事者の訴訟行為や裁判上の処分によって相手方（債務者、被告等）に生じうる損害を担保する目的で、裁判所からの担保提供の命令（立担保命令）に基づき、当事者（債権者、原告等）が供託という方法で担保を立てること。

民事保全法に基づく、仮差押・仮処分の執行又は取消のために行う担保  
民事訴訟法に基づく、強制執行の停止又は続行のための担保 など

### (2) 管轄

担保を立てることを命じた裁判所の管轄区域内の供託所（民訴 76, 民執 15 I, 民保 4 I, 22 II, 25 II）

#### ※ 管轄外の許可申立（民保 4 II）

管轄外ではない供託所に供託したい場合は、立担保命令発令前に（一般的には各種申立と同時に）供託者が管轄外供託の申立をし、裁判所の許可を得ることによって、便宜のよい供託所へ供託することができます。

#### ※ 第三者供託

同様に、裁判所の許可のもと、第三者を供託者とする保証供託も可能です。

### (3) 供託の方法

#### ①必要なもの（弁済供託とほぼ同じ）

- i 供託書（O C R用紙）
- ii 資格証明書。発行から3月以内（供託者が法人、法定代理人の場合）※提示
- iii 代理権限証書（代理人供託の場合の委任状）※提示

※供託官から確認済の証明印をもらっておく（確認申請）と、取戻の際、これが印鑑証明書の代わりとなる。

#### ②保証供託後の手続の流れ

供託の申請・供託金の受け入れ

↓

供託所が供託者（債権者・原告）に、供託書正本を交付

↓

供託者が、供託書を発令裁判所に提示（裁判所に写しを提出）

#### ※ 保証供託の注意点

供託書中、当事者、担保金額、根拠条文等の記載に間違いがあると、供託所は受理しても、裁判所には受理されません。保証供託における立担保としての同一性を欠くからです。

供託後に間違いが判明した場合は、裁判所へ不受理証明申請をして不受理証明書をもらい、これをもって供託所に供託書の訂正を求めます（供託事務手続準則 55）。ただし、訂正により供託の同一性が害される場合（=訂正不可）には供託書の訂正がききませんので、その場合には、錯誤を原因として供託金の取戻しを行い、改めて正しい内容の供託をし直す必要があります。

このように、保全事件等の立担保（供託）には緊急性が求められますが、供託に手間取ると、保全事件の目的が達成されない場合もあります。そうならないよう、迅速性を念頭に置きつつ、供託書の記載内容には正確を期す必要があります。

#### (4) 保証供託金の払渡（還付・取戻）

保全債務者（被供託者）からの還付請求手続も制度としてはあるが、法律実務では、保全事件で債権者が立担保として供託した保証供託金を取戻す事例が殆ど。

取戻は、保全債権者（供託者）からの担保取消の申立により、供託原因消滅証明書（名古屋地裁の運用では供託書正本右下空欄に、裁判所書記官による証明がなされる）を裁判所から取得し、供託原因消滅を取戻事由として取戻請求を行う。

その他、払渡請求に必要な書類は、弁済供託とほぼ同じ。

### 10 執行供託

#### (1) 執行供託とは

強制執行の手続の中で、強制執行の目的物（金銭）を供託すること。供託当事者により、2つの執行供託があるが、法律実務では後者の手続に関わる。

{ 執行機関（裁判所、執行官）が行う供託（配当保留供託、不出頭供託）  
事件の当事者（第三債務者）が行う供託（権利供託、義務供託）

#### (2) 事件当事者（第三債務者）が行う執行供託

##### ① 差押えの競合とは（民執149）

複数の債権者が、債務者の第三債務者に対する同一の債権（被差押債権）を差し押えた結果、各債権者が完全な弁済を得られない状況をいう。

A 単一の請求債権が被差押債権を下回る、または上回る

（差押債権者が単一である限りは）→差押えが競合せず→権利供託

B 複数の請求債権の合計が被差押債権を下回る→差押えが競合せず→権利供託

C 複数の請求債権の合計が被差押債権を上回る→差押えが競合する→義務供託

##### ② 権利供託（民執156Ⅰ、民保50Ⅴ）

差押えが競合しない事案（①のA、B）では、第三債務者は、本来供託をする必要がない。債権者からの取立に応じて直接に支払えば良いからだ。しかし、中には、「債権者とは関わりたくない」「面倒は避けたい」等の理由から、第三債務者が敢えて供託を許されている。これを権利供託という。

この場合、第三債務者は、強制執行事件での第三債務者としての債務を免れる。

そして、債権者は、裁判所の弁済金交付手続による払渡請求を通じ、請求債権の満足を図っていく。

##### ③ 義務供託（民執156Ⅱ、民保50Ⅴ）

差押えが競合する事案（①のC）では、各債権者は、債権全額の満足を得られない。そうなると、「一般債権者間の平等」の原則から、被差押債権は、各債権者の請求債権額に応じて、平等に按分配当されなければならない。この配当手続には、執行裁判所の関与が不可欠である。

このように、執行裁判所が、配当すべき被差押債権を保全し、差押債権者への平等な配当を実現させる要請から、第三債務者は、差押えにかかる債権の全額に相当する金銭を供託所へ供託しなければならない。これを義務供託という。

(3) 執行供託の管轄

第三債務者の債務の履行地の供託所（民執 156）

(4) 供託後の手続の流れ

第三債務者は、執行裁判所へ供託書正本を添付して事情届を提出（民執 156Ⅲ）

↓（裁判所の配当等の手続へ）

{ 権利供託→ 弁済金交付手続…裁判所が弁済金交付計算書を交付  
    義務供託→ 配当手続…裁判所が配当期日にて配当表を作成し、配当実施  
    ↓

{ 裁判所書記官は債権者に、（配当金相当の）支払証明書を交付（供規 30Ⅰ）  
    裁判所書記官は供託所に支払委託書を送付し、支払いを委託（供規 30Ⅰ）

↓

債権者は供託所に、支払証明書を添付して供託金払渡請求を行う（供規 30Ⅱ）

払渡請求書には、還付原因の3に○を付け「配当」と記載。